

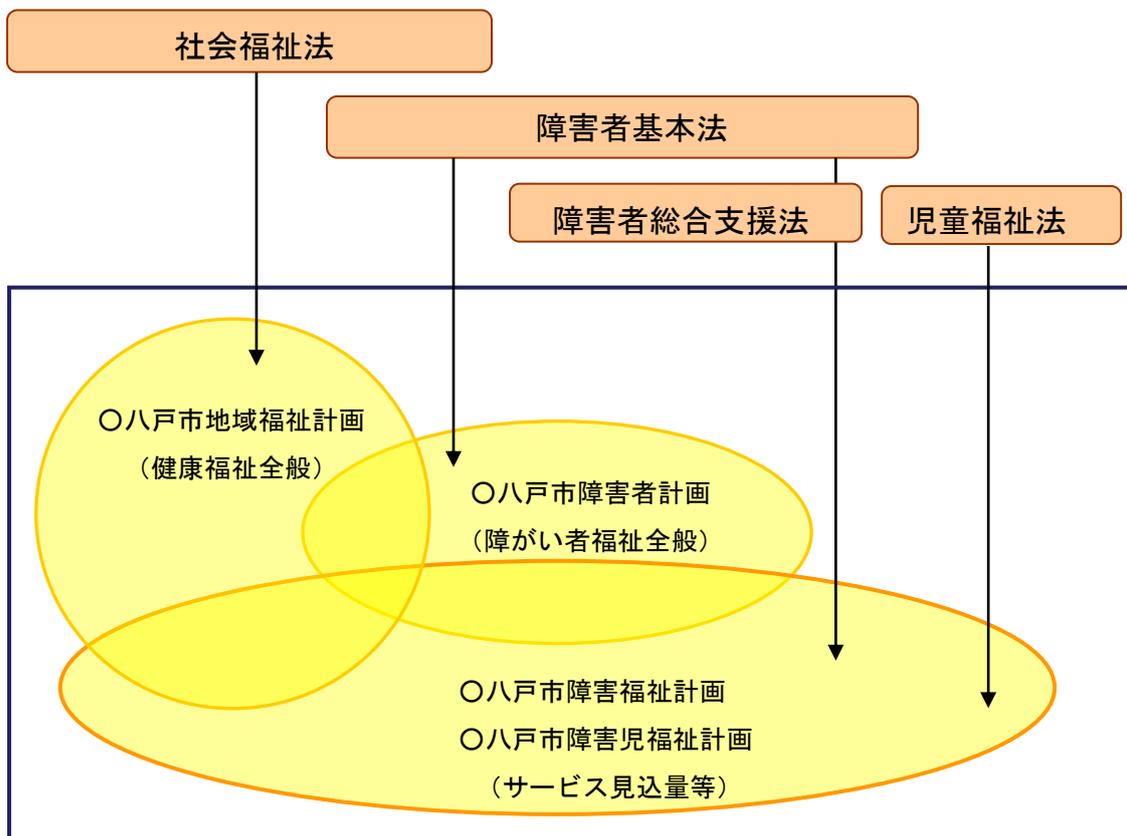
## 第 7 期八戸市障害福祉計画（第 3 期八戸市障害児福祉計画）の策定のポイント

## 1 障害福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条の規定に基づき、市町村が国の基本指針に即して障害福祉サービスの提供体制の確保及び見込量等について定める計画である。

また、同計画は、障害者基本法第 11 条の規定に基づいて市町村が策定する「障害者計画」における障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとされており、障害者計画との整合性を図りながら策定するものである。

さらに、児童福祉法第 33 条の 20 の規定により、障害児福祉計画の策定についても義務付けられたことから、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定するものである。



## 2 計画に定める事項

### (1) 障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条第 2 項）

- ◇障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ◇各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み
- ◇地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

### (2) 障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第 2 項）

- ◇障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ◇各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

## 3 計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

	H10～H17	H18～H29	H30～R 2	R 3～R 5	R 6～R 8	R 9～R11
八戸市 障害者 計画	第 1 次 (H10～H18)	第 2 次 ( H19 ～	第 3 次 (H29～R 5)		第 4 次 (R6～R11)	
八戸市 障害福 祉計画		第 1 期～第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	(第 8 期)
八戸市 障害児 福祉計 画			第 1 期	第 2 期	第 3 期	(第 4 期)

## 4 第 7 期計画に係る国の基本指針の見直し内容（第 6 期計画との主な変更点）

### (1) 見直しの主なポイント

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービス等の質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応

(2) 成果目標に関する変更点

第6期計画に係る国の基本指針 (計画期間終了となるR5年度末の目標)	第7期計画に係る国の基本指針 (計画期間終了となるR8年度末の目標)
①施設入所者の地域生活への移行促進 ・R元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行 ・施設入所者数をR元年度末時点から1.6%以上削減	①施設入所者の地域生活への移行 ・ <u>R4年度末</u> 時点の施設入所者の <u>6%</u> 以上を地域生活へ移行 ・施設入所者数を <u>R4年度末</u> 時点から <u>5%</u> 以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする ・1年以上の在院者数を国の定める式で算定して設定（変更なし） ・退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする ※当該項目については、県の所管事項であり、 <u>本市においては設定していない。</u>	②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・入院後3ヶ月時点の退院率を <u>68.9%以上</u> 、入院後6ヶ月時点の退院率を <u>84.5%以上</u> 、入院後1年時点の退院率を <u>91%以上</u> とする ・1年以上の在院者数を国の定める式で算定して設定（変更なし） ・退院後1年以内の地域における生活日数の平均を <u>325.3</u> 日以上とする ※当該項目については、県の所管事項であり、 <u>本市においては設定していない。</u>
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ・1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。	③地域生活支援の充実 ・1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。（変更なし） ・ <u>コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築（新規）</u> ・ <u>強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備</u>
④福祉施設から一般就労への移行 ・一般就労への移行者数をR元年度実績の1.27倍以上とする ・就労定着支援事業所のうち職場定着率（過	④福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行者数を <u>R3年度</u> 実績の <u>1.28</u> 倍以上とする ・就労定着支援事業所のうち職場定着率（ <u>過</u>

<p>去3年間の就労定着支援の総利用者のうち、前年度末時点での就労者数の割合)が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業から一般就労への移行者数をR元年度実績の1.30倍以上とする</li> <li>・就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数をR元年度実績の概ね1.26倍以上とする</li> <li>・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数をR元年度実績の概ね1.23倍以上とする</li> <li>・一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者を全体の7割以上とする</li> </ul>	<p><u>去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の実業所に42月以上78月未満の期間継続して就労しているもの又は就労していた者の占める割合</u>)が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業から一般就労への移行者数をR<u>3</u>年度実績の<u>1.31</u>倍以上とする</li> <li>・就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数をR<u>3</u>年度実績の概ね<u>1.29</u>倍以上とする</li> <li>・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数をR<u>3</u>年度実績の概ね<u>1.28</u>倍以上とする</li> <li>・一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が令和<u>3</u>年度実績の<u>1.41</u>倍以上とする</li> <li>・<u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上(新規)</u></li> </ul>
<p>⑤障がい児支援の提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを少なくとも1ヶ所設置</li> <li>・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを少なくとも1ヶ所確保(変更なし)</li> <li>・R5年度末までに医療的ケア児支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</li> </ul>	<p>⑤障がい児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを少なくとも1ヶ所設置(変更なし)</li> <li>・保育所等訪問支援等を活用し、<u>障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築</u></li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを少なくとも1ヶ所確保(変更なし)</li> <li>・R<u>8</u>年度末までに医療的ケア児支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置(変更なし)</li> </ul>
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保</li> </ul>	<p>⑥相談支援体制の充実・強化等(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保(新規)</u></li> <li>・<u>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等及びそのために必要な協議会の体制を確保</u></li> </ul>

	<u>(新規)</u>
<p>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築</li> </ul>	<p>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R8 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築（変更なし）</li> </ul>

※成果目標については、国の基本方針を踏まえつつ、当市の実情に合わせて目標を設定することとする。

## 5 策定スケジュール

令和5年	8月	第1回健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会（骨子の検討）
	9月	県ヒアリング
	10月	第2回健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会（計画案の検討）
令和6年	11月	パブリックコメント
	1月	第3回健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会（計画案の承認）
	3月	健康福祉審議会（計画案の策定報告）